

第3編 災害応急対策

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課・室職員の担当事務の周知 3 災害対策本部を設置する前 ⇒ 災害警戒本部により対応 4 災害対策本部の設置場所 ⇒ 市庁舎内 (状況に応じ現地災対本部設置) 5 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立 6 本部内の事務の片寄り ⇒ 集約(本部事務局) ⇒ 各部へ応援要請	各課・室、各関係機関共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「和泉市災害応急対策実施要領」の定めるところによる。

第2 市の組織体制

1 事前活動

市長公室長は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議の上、情報活動など必要な事前活動を行う。

2 災害警戒本部の設置

防災担当副市長は、次の設置基準に該当する場合には、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①気象予警報の発表により災害発生のおそれがあるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③市域に震度5弱(注)の地震が発生したとき。 (自動設置) ④東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 ⑤その他市長が必要と認めたとき。	①市の地域において災害発生のおそれが解消したとき。 ②災害応急対策がおおむね完了したとき。 ③災害対策本部が設置されたとき。 ④その他市長が認めたとき。

(注) 市域の震度とは、勤務時間にあつては市庁舎に設置した震度計が示す震度、勤務時間外にあつてはテレビ、ラジオ等で放送される大阪管区气象台発表の「和泉市」又は「隣接市町」の震度をいう(以下同じ)。

(2) 災害警戒本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 防災担当副市長 副本部長 他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員 *状況に応じ副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、全構成員が自主的に参集する。	①情報の収集、伝達に関する事。 ②職員の配備体制に関する事。 ③災害対策本部の設置に関する事。 ④その他災害応急対策の実施に関する事。

(3) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は3号館3階委員会室とするが、状況により変更する。

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。 (自動設置) ②中規模又は大規模な災害が発生したとき。 ③市域に特別警報が発表されたとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 市長 副本部長 防災担当副市長、他の副市長、教育長 本部員 参与及び全部長級職員	①情報の収集、伝達に関する事。 ②職員の配備体制に関する事。 ③府及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ④関係機関に対する応援又は派遣要請に関する事。 ⑤災害救助法の適用に関する事。 ⑥現地災害対策本部の設置に関する事。 ⑦その他災害対策に関する重要事項の決定に関する事項

(3) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に設置する。

なお、原則は次の順位で設置場所を検討するが、状況により変更する。

第1順位…3号館3階委員会室

第2順位…3号館1階会議室

第3順位…1号館3階会議室

ただし、庁舎が被災し、庁舎以外に設置したときは、関係機関に対し連絡する。

4 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があると認めるときは、被災地近接の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害対策本部長が必要と認めるとき。	①災害応急対策がおおむね完了したとき。 ②その他災害対策本部長が認めるとき。

(2) 現地災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 災害対策本部長が指名 副本部長 〃 本部員 〃	①情報の収集、伝達に関すること。 ②現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整に関すること。 ③職員の配備体制に関すること。 ④現地の災害応急対策の実施に関すること。 ⑤その他必要な事項

第3 市の動員配備体制

1 職員の配備基準配備体制

(1) 事前配備

市長公室長は、次の配備基準に該当する場合には、関係部長と協議の上、市長の指示により事前配備を指令する。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
事前配備	①災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③南海トラフ沿いで異常な現象が観測されたとき。 ④市域に震度4の地震が発生したとき。 ⑤その他市長が必要と認めるとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制

(2) 警戒配備（原則として災害警戒本部設置）

防災担当副市長は、次の配備基準に該当する場合には、市長の指示により「風水害警戒配備」又は「震災警戒配備」を指示する。ただし、市域に震度5弱の地震が発生したときは、自動配備とする。

配 備 名	配 備 基 準	配 備 体 制
風水害警戒配備	①気象予警報の発表により災害の発生が予想されるとき。 ②小規模災害が発生したとき。 ③その他市長が必要と認めるとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
震災警戒配備	①市域に震度5弱の地震が発生したとき（自動配備）。 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき ③その他市長が必要と認めるとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制

(3) 非常配備（原則として災害対策本部設置）

市長は、必要に応じて次の配備を指令する。ただし、市域に震度5強以上の地震が発生したときは、自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制
非常配備 A号	①中規模災害が発生したとき。 ②小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ③その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の1/3を動員する。
非常配備 B号	①中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 ②その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、おおむね職員の2/3を動員する。
非常配備 C号	①市域に震度5強以上の地震が発生したとき。（自動配備） ②市域に特別警報が発表されたとき。 ③大規模災害が発生したとき。 ④その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

2 勤務時間外における職員の動員体制

(1) 緊急連絡網の整備等

職員の緊急連絡網を常に整備しておくとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

(2) 初期活動に係る動員体制

市域に震度5強以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

なお、緊急対策員が参集するまでの間は、消防本部が情報の収集伝達、府及び防災関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 職員の自主参集

職員は、和泉市災害応急対策実施要領に基づき、風水害及び震災の規模に応じて自主参集を行う。この場合、上記(2)の「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、下表のとおり参集する。

要員	参集場所	震災（地震）	風水害
緊急対策員 （市職員）	市役所・災害対策 （警戒）本部	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	気象警報等の発令により災害対策（警戒）本部から指示があるとき （指示参集）
緊急避難所員 （教職員）	各小・中学校	市内に震度5強以上の地震が発生したとき （自主参集）	

(4) 自動配備の徹底

職員は、勤務時間外において地震が発生したときは、速やかにテレビ、ラジオ等により震度情報を把握し、迅速な参集が行えるよう常日頃から心がける。

また、市長は、東海地震注意情報を受けたときは、その後の配備指令を迅速かつ的確に伝達するため、必要に応じ、あらかじめ「自宅待機」を指示する。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第5 大阪府現地災害対策本部との連携

市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、府の現地災害対策本部が設置された場合には、相互に連携し災害応急対策の実施にあたる。

第6 継続勤務体制の確立

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な継続勤務体制の整備を図る。

- | | | |
|-----|-------|------------------------|
| 資料編 | ○ 3-1 | 和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌 |
| | ○ 3-2 | 和泉市職員動員配備体制一覧 |
| | ○ 3-3 | 和泉市防災会議条例 |
| | ○ 3-4 | 和泉市防災会議委員一覧 |
| | ○ 3-5 | 和泉市災害対策本部条例 |

第2節 自衛隊の災害派遣

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 [通常] ⇒ 知事 ⇒ 自衛隊 [通信途絶時] ⇒ 直接、自衛隊に通知 2 派遣要請事項 ⇒ ①災害状況及び派遣要請理由、②派遣希望期間、 ③派遣希望区域及び活動内容、④その他参考事項 3 受入体制の整備 ⇒ ①必要資機材、②現場責任者の選定、③宿営予定地、 ④駐車場 4 ヘリポートの選定 ⇒ ①被災地との位置、②ヘリポート及び道路の被災状況の把握	公民協働推進室 自衛隊

第1 計画の方針

住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第2 実施責任者

知事に対する自衛隊の派遣要請の要求は、市長が行う。

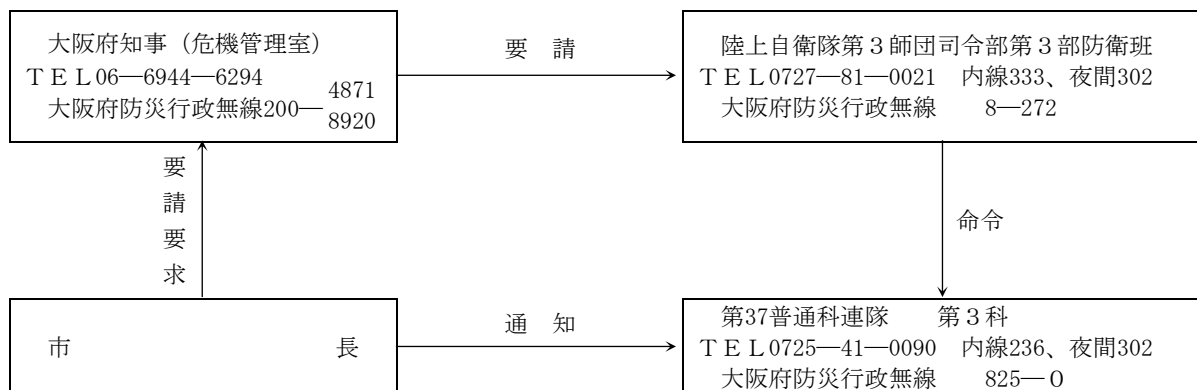
第3 災害派遣要請基準

本市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請の要求を行う。

第4 災害派遣要請手続

- 1 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に和泉警察署、消防本部等の関係機関と協議の上、知事に派遣要請の要求を行う。
- 2 知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 3 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派 遣 要 請 系 統 図



第5 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、和泉警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛省施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第6 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- 2 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ和泉警察署と協議の上、適地を選定する。
- 3 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議の上、作業の推進を図る。
- 4 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 5 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第7 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、市長は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

区 分	活 動 内 容
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゆつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第8 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

資料編 ○ 2-13 災害時用臨時ヘリポート一覧
 ○ 3-6 自衛隊災害派遣要請（撤収要請）依頼書

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応援要請先 (1) 府、(2) 近隣・遠隔地市町村、(3) 指定地方行政機関 2 連絡窓口 ⇒ 本部事務局(市長公室) 3 受入体制の確立 ⇒ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等 4 応援部隊活動拠点 ⇒ 市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部	いずみアピール課 公民協働推進室 消防本部

第1 計画の方針

災害に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定等に基づき、府、近隣・遠隔地市町村等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期する。

第2 実施責任者

府、近隣・遠隔地市町村等への応援要請は、市長が行う。

第3 応援の要求等

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援部隊を要請するものである。なお、応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については、本市が負担し、応援部隊は本市の指揮の下に入る。

1 知事に対する応援の要求又は実施の要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援の要求又は実施の要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援の要求を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要求又は実施の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第4 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員派遣の斡旋要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

第5 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を本部事務局に定める。

2 受入体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立する。

また、特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、和泉警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 応援部隊の活動拠点

市コミュニティセンター、市立人権文化センター、和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、生涯学習サポート館、消防本部等の中から災害の状況に応じて設定する。

第7 災害相互応援協定

本市は、泉州地域災害時相互応援協定、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府南ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援を協定している。

資料編 ◦ 2-1 相互応援協定等一覧

第4節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 気象予警報の伝達システムの周知徹底 2 通信途絶時の備え（ラジオ等の配備） 3 異常現象受報時の関係機関・地域住民への周知	各課・室共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

第2 気象予警報

1 大阪管区気象台が発表する気象予警報

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。

注意報、警報の種類及び基準は次のとおりである。

(1) 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために、市町村ごとに発表される。

種 類	発 表 基 準
気象注意報	風雪注意報 雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報 強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報 大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 9 ○土壌雨量指数基準 91
	大雪注意報 大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が100m以下になると予想される場合。
	雷注意報 落雷等により被害が予想される場合。 ※雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。
	乾燥注意報 空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。

種	類	発	表	基	準
気象注意報	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合。 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合。			
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上あり、気温が-2℃～+2℃になると予想される場合。			
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合。			
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が-5℃以下になると予想される場合。			
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=10.8 ○複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値 松尾川流域=（5、6.6）、槇尾川流域=（5、12.4） ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]			

(2) 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村ごとに発表される。

種	類	発	表	基	準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。			
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。			
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ○表面雨量指数基準 18 ○土壌雨量指数基準 120			
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。			
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。			

種	類	発	表	基	準
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には			

種 類	発 表 基 準
	は次の条件に該当する場合である。 ○流域雨量指数基準 松尾川流域=13.5 ○指定河川洪水予報による基準 大津川水系大津川・槇尾川[川中橋]、大津川水系牛滝川[山直橋]

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。

注5 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(泉州)」や「大阪府」を用いられる場合がある。

(3) 特別警報

気象現象等により尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村ごとに発表される。

現 象 の 種 類	発 表 基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高 潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。
波 浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表される。

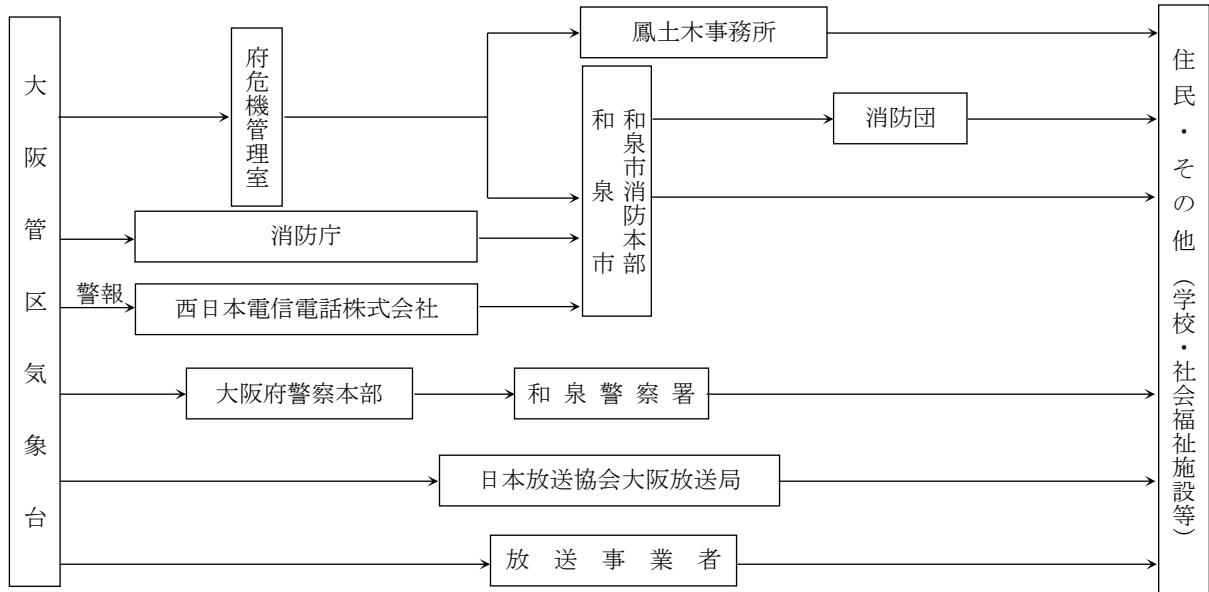
注2 以下の現象についても特別警報に位置付けられる。

現 象 の 種 類	発 表 基 準
津 波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)

(4) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表される。なお、竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(5) 気象予警報・特別警報等の関係機関への伝達経路



注) 特別警報の場合、市から住民への周知の措置は法定義務となっている。

2 大阪管区気象台と府が共同で発表する洪水予報

大阪管区気象台と府は、「大津川水系大津川・槇尾川の洪水予報実施要領」、「大津川水系牛滝川の洪水予報実施要領」に基づき、対象河川の洪水予報を共同で発表することになっている。(気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条)

発表される情報の種類、基準は次のとおりである。

標題 (種類)	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位 (警戒水位) に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	いずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

3 水防警報

知事が指定する河川 (市域においては槇尾川) に、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事 (鳳土木事務所長) が発表する。その内容は府水防計画の定めるところによる。

4 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報するもので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。その発表基準は次のとおりとする。

- (1) 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪が予想される場合は通報しないこともある。

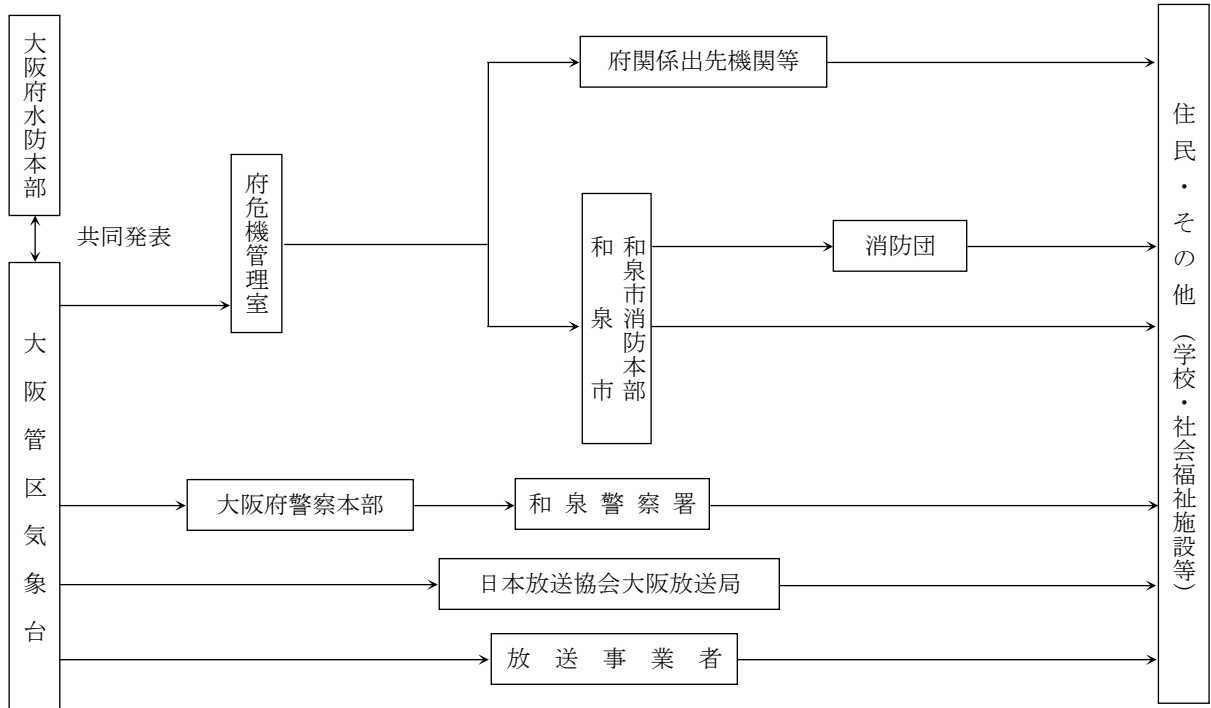
第3 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報 (土砂災害) 発表後、府の土砂災害発生基準雨量及び気象台の土壌雨

量指数が基準を超過することが見込まれるとき、土砂災害警戒情報を作成し、住民及び関係機関に対して伝達することになっている。

市は、これら土砂災害警戒情報等に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。(災害対策基本法 第51条、第55条、気象業務法 第11条、第13条、第15条)

情報の種類	解説
土砂災害警戒情報	2時間後予測雨量で、土砂災害発生危険基準線を超過し、かつ大阪管区気象台の土壌雨量指数が基準を超過した時に発表 ・市長が避難勧告等を発令する際の判断 ・市民の自主避難の目安



第4 地震関連情報

1 地震情報

気象庁から発表される地震情報には、以下のものがある。

情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と地震の地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

2 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表することになっている。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

区 域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町
大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町

第5 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、広報車などを利用し、又は状況に応じて消防団及び町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、防災メールを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

資料編 ○ 3 - 7 気象庁震度階級関連解説表

第2節 警戒活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 気象観測情報の収集伝達 雨量、河川・ため池水位等 2 水防警報、洪水予報、土砂災害警戒情報等の運用 3 津波警戒活動	各課・室共通

第1 計画の方針

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行う。

第2 気象観測情報の収集伝達

市は、府、近畿地方整備局と連携して正確な気象情報（雨量、河川・ため池水位等）を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとるとともに、相互連絡に努め、情報交換を徹底する。

第3 水防警報及び洪水予報等

水防警報は、知事が指定する河川（市域においては槇尾川）に、洪水による災害の発生が予想される場合に、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、知事（鳳土木事務所長）から発表される。

また、洪水予報は、知事が指定する河川（市域においては、大津川・槇尾川、牛滝川）に、洪水のおそれがあると認められるときに、市等に通知される情報で、府と気象庁と共同してその状況が発表される。

それらの内容は大阪府水防計画の定めるところによる。

第4 水防活動

市は、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 水防の責任

(1) 水防管理者（市長）の責任

水防管理者（市長）は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知する。

(2) ため池管理者の責任

ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。

2 水防を要する区域

水防管理者が所管する水防区域は、市内全域である。

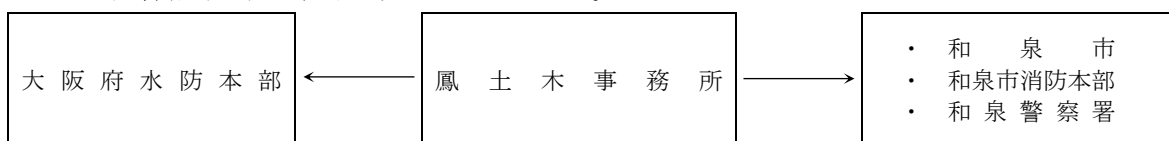
市内にある要水防河川及び要水防ため池は資料編に掲載のとおりである。

3 予警報とその措置

(1) 河川

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

水防警報等の伝達経路は次のとおりである。



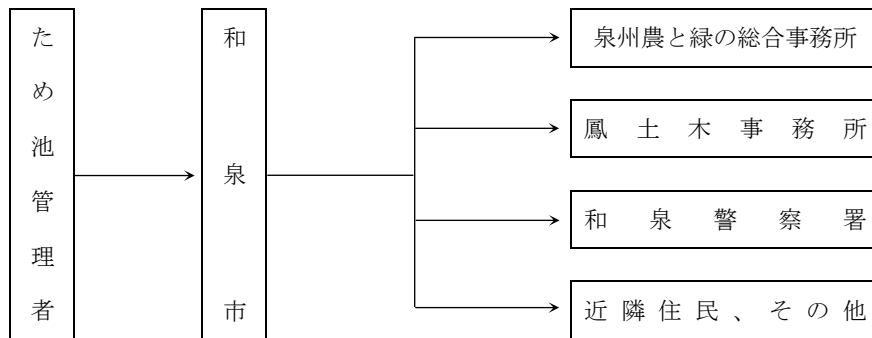
(2) ため池

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防長等に出動を要請する。

ア ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めるときは、直ちに市長に通報しなければならない。

イ 市長は、前号の通報を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。なお、必要に応じ鳳土木事務所、和泉警察署に通報する。

ウ 通報系統



4 非常警戒

(1) 河川

消防長等は、水防管理者（市長）から出動準備の通知を受けたときは、警戒を厳重にするとともに、危険箇所を発見したときは直ちに水防管理者（市長）に報告し水防作業を開始する。

(2) ため池

ため池管理者は、前記に準じ水防上危険箇所を発見したときは水防管理者（市長）に連絡して必要な措置をとる。

5 配置と出動

(1) 警戒並びに非常配置

ア 水防管理者（市長）は、洪水警報、水防警報等に基づき小規模災害における応急対策体制及び災害対策本部体制による職員の配備を行う。

イ 水防管理者（市長）は、気象予警報の受報その他必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を要請する。

消防団長は要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、消防団員に配置を指示する。

(2) 出動及び輸送

ア 待機及び巡視

槇尾川、その他の河川において量水標の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあると認めるとき、又はため池管理者から水防上危険箇所発見の連絡があったときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員の待機及び巡視を行うよう指示する。

イ 出動

水防警報が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員を出動させるよう指示するとともに、府水防本部現地指導班（鳳土木事務所）に報告する。

ウ 応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察官又は他市の水防職員に応援の要請

を行うほか住民等に協力を求める。

6 水防作業

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、立入を禁じ、若しくは制限する。

(2) 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法により実施する。

第5 土砂災害警戒活動

市は、豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

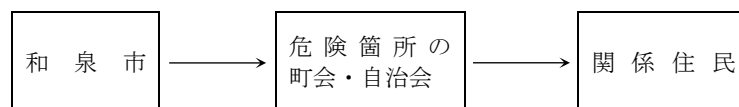
1 土砂災害危険箇所等の把握

市は府と協力して、土砂災害危険箇所等のパトロール等を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、竹木等の傾倒及び危険雨量等について、的確に把握するとともに住民に向け周知を行う。

2 情報連絡及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険箇所の状況を的確に把握するため情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(1) 危険地区における伝達系統



(2) 伝達情報の内容

- ア 危険箇所及びその周辺の降雨量
- イ 斜面の地表水、湧水、亀裂状況
- ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- エ 人家等建物の損壊状況
- オ 住民及び滞留者数

(3) 雨量計の設置及び観測

市長は、雨量計により、必要な雨量を観測する。

管内に設置されている土石流雨量監視局・観測局は資料編に掲載のとおりである。

3 警戒活動の基準

警戒活動をとる基準は、次の雨量状況を基準とする。

(1) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

ア 第1次警戒体制

予測雨量で、土砂災害発生基準超過時

イ 第2次警戒体制

土砂災害警戒情報発表時

(2) 地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

(1) を参考に警戒活動を開始する。

4 警戒活動の内容

(1) 第1次警戒体制

ア 市は、各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

- イ 市は、消防団等の活動を要請する。
- ウ 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- エ 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

(2) 第2次警戒体制

- ア 市は、適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難勧告・指示を行う。

5 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

6 情報交換の徹底

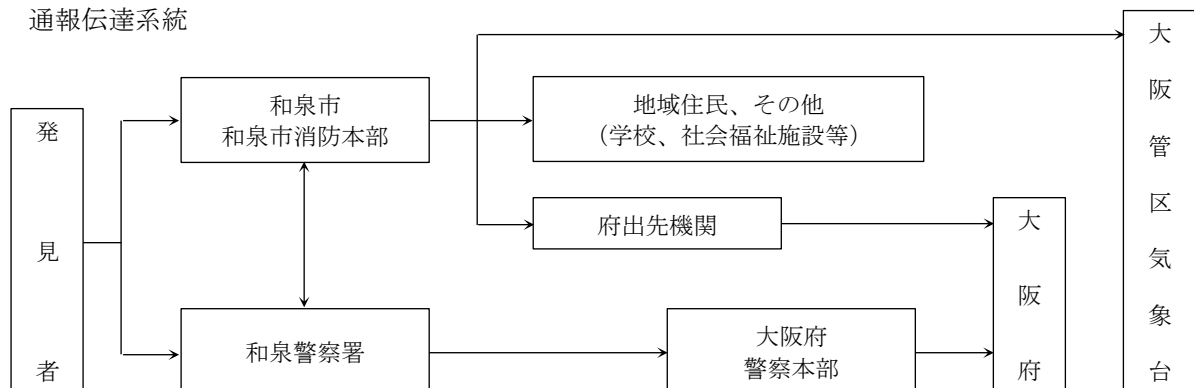
府及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

第6 異常現象発見時の通報

- 1 災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに市又は警察に通報しなければならない。
- 2 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察は、速やかに市に通報しなければならない。
- 3 通報を受けた市は、必要に応じて、大阪管区气象台・鳳土木事務所等に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。
- 4 異常現象の特徴

水害 (河川、ため池等)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防の亀裂又は欠け・崩れ ○ 堤防からの溢水 ○ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など
土 砂 災 害	①土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山鳴り ○ 降雨時の川の水位の低下 ○ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	②地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地面のひび割れ ○ 沢や井戸水の濁り ○ 斜面からの水の吹き出し など
	③がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ わき水の濁り ○ がけの亀裂 ○ 小石の落下 など
	④山地災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ わき水の量の変化(増加又は枯渇) ○ 山の斜面を水が走る など

5 通報伝達系統



第7 津波警戒活動

1 大津波警報・津波警報・注意報等の確認

市は海岸に面していないものの、一部地域が浸水想定区域に含まれることや沿岸市町との連携協力が

必要となることから、強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波に関する次の情報をテレビ、ラジオ等により把握する。

(1) 大津波警報・津波警報・注意報

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震 の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、直ちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったとき海岸に近付いたりしない。

注1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。

- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
- 4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
- 5 地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
- 6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
- 7 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。
- 8 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 9 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表（発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照）。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報 (注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報 (注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表。

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

2 避難対策の検討

市は、大阪府沿岸に大津波警報が発表されたとき、又は強い揺れもしくは長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、葛の葉町三丁目の一部区域に対して、避難勧告又は避難指示の発令を検討するとともに、沿岸市町との連絡体制を確保し、津波避難者受入れ体制の整備を検討する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2-4 管内雨量観測所一覧 ○ 2-5 管内ため池水位観測所一覧 ○ 2-6 管内河川水位観測施設 ○ 2-7 管内土石流雨量監視局・観測局 ○ 2-15 避難場所一覧 ○ 2-24 一般防災関係重要水防区域 ○ 2-25 ため池の現況 ○ 2-26 土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等(土石流)一覧 ○ 2-27 急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)一覧 ○ 2-28 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設及び警戒避難体制一覧 ○ 2-29 地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等(地すべり)一覧
-----	---

第3節 発災直後の情報収集伝達

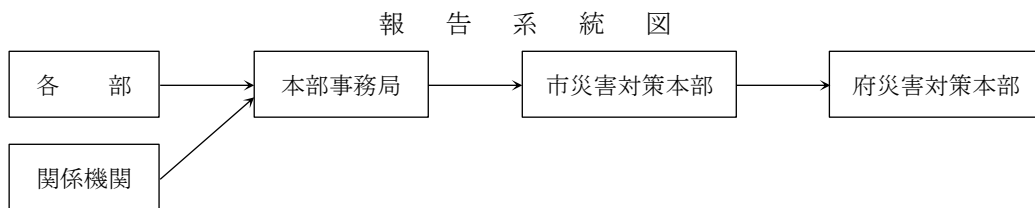
活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 情報の取りまとめ ⇒ 本部事務局 2 被害状況の報告 (1) 通常 ⇒ 府 (2) 府への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁 (3) 消防本部への通報殺到の場合 ⇒ 府及び消防庁 3 各部の報告事項の周知徹底 4 通信設備の把握	各課・室共通

第1 計画の方針

災害発生後、市は、府及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに防災行政無線、防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等のおおむね観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第2 実施責任者

災害情報の収集・伝達については、本部事務局が、災害情報の収集・総括・報告にあたる。



報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)	報 告 項 目	報 告 主 管 部	報 告 先 (大 阪 府)
人的・住家被害関係	本部事務局	政策企画部	道路・橋梁関係	都市デザイン部	都市整備部
危険物等施設関係	消防本部	政策企画部	河川関係	都市デザイン部	都市整備部
社会福祉施設関係	生きがい健康部	健康医療部	砂防・崖くずれ関係	都市デザイン部	都市整備部
医療関係	生きがい健康部	健康医療部	下水道関係	上下水道部	都市整備部
ごみ処理施設等関係	環境産業部	環境農林水産部	公園関係	都市デザイン部	都市整備部
水道関係	上下水道部	健康医療部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	都市デザイン部	住宅まちづくり部
農地・ため池関係	環境産業部	環境農林水産部	教育・文化財関係	学校教育部 生涯学習部	府教育委員会
山地災害関係	環境産業部	環境農林水産部			

第3 災害情報の収集伝達

1 被害状況の収集

次に掲げる防災関係機関等からの情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

(1) 消防本部への通報状況

- (2) 和泉警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況
- (7) その他

2 収集報告を行う被害状況等の種類

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害状況
- (5) 災害に対して既にとった措置
- (6) 災害に対して今後とろうとする措置
- (7) 災害対策に要した費用の概算額
- (8) その他必要な事項

3 調査収集報告の注意事項

- (1) 被害状況等の収集報告は迅速に行い、災害対策が時期を失することのないようにしなければならない。
- (2) 被害状況等収集にあたっては、状況が明瞭にわかるよう写真撮影を行い、写真には、撮影年月日、場所、時刻、被災者氏名等を記入する。また、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。
- (3) 各部において収集した被害状況等は、本部事務局へ口頭等により速報し、調査が完了次第、文書により報告する。

4 住民からの通報について

住民から被害状況等災害に関する通報があった場合は、その種類に応じ各部又は関係機関に連絡する。

第4 府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項により、府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。ただし、地震が発生し、市域内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファックス等の手段による。人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うため府に連絡を行う。人的被害の数について広報を行う際には、府と密接に連携しながら適切に行う。

火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファックス等により報告する。また、消防本部への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合

には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

第5 被害状況調査の報告基準

被害状況調査の報告基準は、資料編掲載の基準による。

第6 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるほか、必要に応じて、次の通信手段を確保する。なお、特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

1 災害時優先電話の利用

防災関係機関との通信連絡は、一般加入電話により速やかに行うが、災害時には加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難となることが予想される。

市は、非常・緊急事態が発生した場合には、あらかじめ登録してある災害時優先電話により通信を確保する。

2 府防災行政無線の利用

府防災行政無線を活用し、府、府下市町村及び関係機関との通信の確保を図る。

3 非常通信の利用

災害のため有線通信系が不通となった場合、又は状況によりこれを利用することが著しく困難な場合には、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号及び第74条に基づき、災害発生 of 通報、人命救助、被災者の救援及び応急復旧等に関し、通報を行う必要があるときは、消防本部、和泉警察署、駅等において消防無線、警察無線、鉄道無線により通信の確保を図る。

なお、本市の非常通信経路は、資料編のとおりである。

4 本部内の通信連絡体制

本部内での命令の指示・伝達及び災害状況の収集等については、有線電話で行うほか、市防災行政無線やメールを利用する。

5 アマチュア無線

災害が発生し、有線通信連絡が困難となった場合には、市災害対策本部の情報連絡体制を補完するため、和泉防災無線クラブ等に協力を求め、情報の収集及び伝達等を行う。

資料編	○ 3-8	指定避難場所一覧災害概況・被害状況即報、災害確定報告様式
	○ 3-9	被害状況調査報告基準
	○ 1-3	防災関係機関連絡先一覧
	○ 3-10	非常通信経路

第4節 災害広報

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 問い合わせ電話への対応 2 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 3 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 4 広報車両、掲示板等の確保 5 相談窓口の開設	各課・室共通

第1 計画の方針

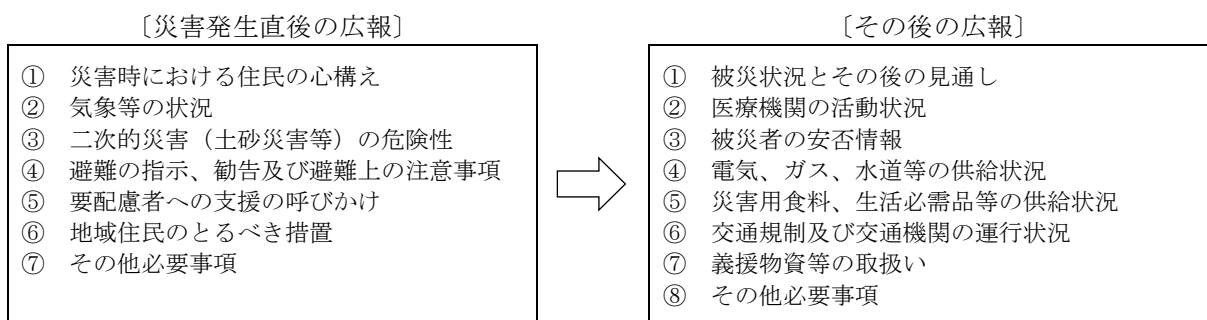
災害時において人心の安定と速やかな応急復旧作業の推進を図るため、府及び防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ住民に対し迅速かつ的確な広報・広聴活動を実施する。

第2 実施責任者

情報総括責任者は市長とし、その広報活動は災害広報責任者の統制のもと本部事務局が行う。各部において広報を必要とする事項は、本部事務局に連絡する。

第3 広報活動

1 広報の内容



(1) 住民に対する広報

- ア 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ 広報車による広報
- ウ 市防災行政無線による広報
- エ 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示・配布
- オ 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ 防災情報メール
- キ インターネットの活用
- ク ケーブルテレビ等への情報提供
- ケ 点字やファックス等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人等に配慮したきめ細かな広報
- コ 町会・自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員、ボランティア等の協力による災害情報の伝達

(2) 報道機関との連携

災害広報責任者は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

また、災害の状況等により報道機関による緊急放送が必要と認めた場合には、放送事業者に要請

を行う。

第4 広報資料の収集等

- 1 各部からの報告のほか、必要に応じ災害現場における現地取材を行う。
- 2 災害写真の撮影
 - (1) 災害現地に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。
 - (2) 災害写真は速やかに掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。
- 3 災害の予防に資するため、災害に関する記録等を収集・整理する。

第5 広聴活動

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

1 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは本部長が災害の状況により必要と認めるときは、被災者のための専用電話及び専用ファックスを備えた相談窓口を本部事務局が中心となり開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

相談窓口を開設した場合には、速やかに防災行政無線等により住民へ周知する。

2 広聴内容の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

3 住民等からの問い合わせの留意点

(1) 安否情報の照会対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、防災関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

(2) 個人情報の管理

被災者の個人情報は、不正に利用されないよう管理の徹底に努める。

第3章 消火、救助、救急、医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害態様に応じた部隊配備 2 効率的な消防隊の運用 3 救助用資機材の現況把握及び調達体制の確立 4 消火活動、救助・救急活動 ⇒ 人命救助活動を最優先 5 応援要請 ⇒ 府、他市町村、自衛隊 [情報提供事項] ⇒ ①災害状況、②地理など	公民協働推進室 消防本部 消防団 和泉警察署 自衛隊

第1 計画の方針

市、消防本部・消防団、府、和泉警察署及び自衛隊は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動、救助・救急活動を実施する。

第2 災害発生状況の把握

関係機関、参集職員、消防団員等からの情報、地域住民等からの通報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、初動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告する。

また、ヘリコプター、高所カメラ（おおさか防災ネット：和泉葛城山）等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

第3 消火活動

- 1 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- 2 延焼動態から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

第4 救助・救急活動

大規模災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対しては、次の組織的な対策をとる。

- 1 和泉警察署及び関係機関との密接な連携の下、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- 2 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

第5 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、市と防災協定を締結しているリース業者及び建設土木業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

第6 応援要請

市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合には、府、他の市町村などに応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。

この場合、災害の状況、地理などの情報を応援市町村に対して提供する。

第7 現地調整所の設置

市は、和泉警察署、府、自衛隊等と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に現地調整所を設置す

る。

第8 自主防災組織等による活動

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに市、消防本部・消防団に通報するとともに、自発的に消火活動、救助・救急活動を実施する。また、救出活動を行うにあたっては消防本部、和泉警察署など防災関係機関との連携を図る。

第9 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

資料編 ○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 要救助者数の状況把握 2 医療機関の被害状況及び活動状況の把握 3 医療救護班の編成と医師会・歯科医師会・薬剤師会への応援要請 4 救護所の設置（設置場所の決定） ⇒ 地域住民へ広報 5 医薬品等の確保 ⇒ ①薬剤師会、市内医薬店からの調達、②府へ要請 6 重傷者の搬送 (1) 医療機関の受入状況の把握 (2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプター等	健康づくり推進室 和泉市立総合医療センター 医師会・歯科医師会 ・薬剤師会

第1 計画の方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合には、応急的な医療及び助産を施し、被災者を保護する。

第2 実施責任者

応急的な医療・助産活動は、関係機関の協力を得て、市長が主体となって行う。

第3 応急医療体制の確保

1 医療情報の収集・提供活動

(1) 情報収集及び府への報告

市は、健康づくり推進室が中心となり医療関係機関等の協力を得て、人的被害の状況、医療機関の被害状況・活動状況及び被災地における医療ニーズについて把握するとともに、本部事務局は、速やかに府へ報告する。

なお、和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合は、医療機関状況の情報を地域災害医療本部に集約する。

(2) 住民への情報提供

市は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を、防災行政無線等により住民に提供する。

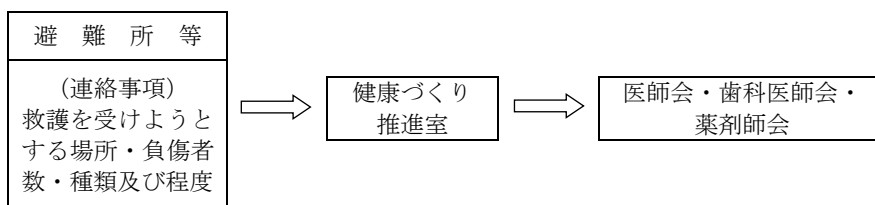
2 医療救護の実施

医療救護は、和泉市立総合医療センターの医療救護班が行う。ただし、災害の規模、被害状況により和泉市立総合医療センターのみでは対処できない場合は、医師会・歯科医師会・薬剤師会、府及び日本赤十字社大阪府支部に協力要請を行う。

また、和泉保健所内に地域災害医療本部が設置された場合、地域災害医療本部を通じて医療救護班の派遣要請を行う。

なお、府等から派遣された医療救護班の受入れ及び配置調整及び医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請は健康づくり推進室が行う。

医師会・歯科医師会・薬剤師会への協力要請系統



3 医療救護班の編成

(1) 和泉市立総合医療センターの医療救護班は3班編成とし、その構成等は次のとおりである。

ア 構成 1班（医師1名、看護師2名、その他1名）

イ 参集場所 和泉市立総合医療センター

(2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会の連絡先は、資料編に掲載のとおりである。

4 医療救護班の業務

(1) 患者に対する応急処置

(2) 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

(3) 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

(4) 助産救護

(5) 被災住民等の健康管理

(6) 死亡の確認

(7) その他状況に応じた処置

5 救護所の設置・運営

市は、必要に応じ被災現場付近の安全な場所に応急救護所を設置し、搬送前の応急措置やトリアージ等を行うとともに、避難所等に医療救護所を設置し、軽症患者の医療や被災住民等の健康管理を行う。なお、医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整の上、医療機関の開設者から承諾が得られた場合には、当該医療機関を医療救護所として指定する。

市は、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。

第4 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、緊急を要する者から被災を免れた医療機関に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

1 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、患者を搬送する。

2 患者搬送手段の確保

患者の搬送は、原則として市所有の救急車で実施するが、救急車が確保できない場合は、関係機関等の協力を得て輸送車両の確保に努める。それでもなお不足する場合には、府に輸送車両の調達を要請するとともに、必要により府にヘリコプター等の出動を要請する。

3 応急医療情報体制の整備

重症患者を後方医療機関に搬送するために、各医療機関の被害情報や空き床状況等を迅速、的確に把握する必要があり、大阪府広域災害・救急医療情報システムの有効利用を図る。

4 ヘリコプター緊急離発着場の確保

重症患者の後方医療機関への搬送や医薬品等の搬送などを迅速、円滑に行うため、関西トランスウェイスポーツスタジアム（和泉市総合スポーツセンター）をヘリコプター緊急離発着場とする。

第5 市災害医療センター等での受入れ

市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）は、市域内における医療救護活動の拠点として患者を受入れ治療を行う。

なお、和泉市立総合医療センターのみでの対応が困難な場合は、市内災害協力病院及び医師会・歯科医師会・薬剤師会と調整を行い、患者の受入れ治療を行うとともに、地域災害拠点病院（市立堺病院）に協力を求める。

第6 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、和泉市薬剤師会、医薬及び医療品等関係機関並びに府に要請し、調達する。

第7 助産救護活動

1 救護班の編成

助産に関する救護班については、医療救護班の中の医師等の構成に必要に応じ産科系医師も組み入れて対応する。

2 助産救護活動の内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置

第8 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

資料編	○ 2-10	市域にかかる災害医療センター等一覧
	○ 2-11	医師会・歯科医師会・薬剤師会連絡先
	○ 3-11	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
	○ 2-13	災害時用臨時ヘリポート一覧

自衛官 (指示)	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第94条
-------------	------	-----------------------------------	----------

第3 避難指示、避難勧告等の発令

市長は、府の助言等も活用し、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難勧告等を行う。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況（注1）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えたとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。
避難勧告	・災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）	・災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・津波災害から、立退き避難する。（注2）

（注1） 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

（注2） 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令。

前表については、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

また、避難勧告等を行うときは、次の点に配慮する。

1 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったとき発する。

- (1) 河川、ため池の水位が警戒水位を突破し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
- (2) 洪水、地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、住民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」等に基づき、避難準備情報を発表・伝達する。また、避難行動要支援者支援プラン等に基づき、避難行動要支援者への避難勧告等を実施する。

3 避難勧告等の発令判断に関する留意点

市長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

さらに避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。

さらに、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求める。

また、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

4 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

第4 洪水、土砂災害による避難準備の指示

市長は、気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を広報する。広報内容は、次のとおりである。

- 1 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- 2 避難者は、2食程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を携行する。
- 3 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入）を準備する。
- 4 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 5 貴重品以外の荷物は持ち出さない。
- 6 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に整備しておく。
- 7 その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

第5 住民への周知

市長は、避難勧告等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、直ちに次の方法により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

1 防災行政無線

同報系防災行政無線の一斉放送により情報を伝達する。

2 エリアメール（緊急速報メール）

緊急速報メールに対応している市域内の携帯電話（スマートフォンを含む）に、一斉にメール配信し、伝達する。

3 いずみメール

いずみメール登録者に、一斉にメール配信し、伝達する。

4 広報車による伝達

市、消防本部、消防団等の広報車や和泉警察署のパトカーにより、関係地域を巡回して伝達する。

5 町会・自治会による伝達

当該区域の町会・自治会を通じて住民に伝達する。

6 伝達員による戸別訪問

その他上記による伝達が不可能な場合あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、警察官、消防団等に協力を依頼し、戸別訪問により伝達、周知させる。

第6 避難勧告等の内容

避難勧告等をする場合は、次の内容を明示して実施する。

1 避難勧告等の実施者名

2 避難対象地域

3 予想される災害危険及び避難理由

4 避難先

5 避難経路

6 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

第7 避難の方法

1 避難者の誘導

(1) 避難者の誘導は、消防本部が消防団及び和泉警察署と連携をもって行い、町会・自治会を単位とした集団避難を心がける。補助誘導員として町会・自治会の協力を得て、安全と統制を図り実施する。

(2) 避難路については、緊急時の混乱を避けるため、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導標識、誘導ロープの設置、また夜間においては可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に努める。

- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限度に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 災害が広範囲で大規模な移送を要し、市では対応不可能なときは、府に協力を要請する。
- (5) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

2 避難の優先

避難にあたっては、避難行動要支援者の避難を優先する。

3 避難者の確認

- (1) 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに和泉警察署等の協力を得て巡回を行い、帰宅困難者等の有無の確認に努める。
- (2) 避難の勧告、指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、和泉警察署に連絡する等、必要な措置をとる。

第8 知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。また、避難を行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示するが、これらの措置を講じた場合も同様に知事に報告する。

第9 関係機関への連絡

1 施設の管理者への連絡

市の避難所として指定している学校長等に、事前に連絡し協力を求める。

2 和泉警察署、消防本部等への連絡

避難住民の誘導、整理のため、和泉警察署、消防本部等の関係機関に勧告・指示の内容を伝えるとともに協力を求める。

3 近隣・遠隔地市町村への連絡

地域住民が避難のため、近隣・遠隔地市町村内の施設を利用することもあり、また避難の誘導、経路によって協力を求めなければならない場合には、近隣・遠隔地市町村に対して連絡する。

第10 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定については、和泉警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図る。また、警戒区域を設定した場合には、退去の確認を行うとともに、ロープを張るなど立入り禁止の措置を講ずるとともに、和泉警察署の協力を得て、可能な限り防犯等のパトロールを実施する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件 (内容)	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第63条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者が、その場にいる場合	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。(消防警戒区域)	消防法第28条
消防長又は消防署長	ガス、火薬、危険物の漏えい等	火災が発生するおそれが著しく大で、かつ、火災が発生すれば、人命、財産に著しい被害を与えるおそれがあるとき設定する。(火災警戒区域)	消防法第23条の2
消防職員又は消防団員	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。(水防警戒区域)	水防法第21条

- ア 避難所を開設したとき。
- イ 避難者を受入れたとき。(避難者名簿作成)
- ウ 避難者に傷病等が発生したとき。
- エ 避難者全員が退出又は転出したとき。
- オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。

3 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、災害時避難所運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

また、避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児連れ・女性のみの子世帯のエリアの設定、間仕切り用のパーテーション等の活用、女性や子どもに対する暴力を予防するため巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、府への報告を行う。
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、男女別トイレの設置状況等の把握に努める
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。
- (7) 外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (10) 避難所の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の管理を徹底する。
- (11) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (13) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第4 避難者の他地区への移送

- 1 市長は、避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、市有の車両あるいは借上げ車両等により避難者を移送する。移送を行うにあたっては、和泉警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。
- 2 市長は、被災地域が広域にわたり、市の地域内に予定した避難所が使用できなくなったため、他の市町村に移送する必要がある、かつ自己の能力で処理できない場合は、府並びに近隣・遠隔地市町村に応

援を要請する。

第5 避難所の早期解消のための取組み等

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第6 避難所の閉鎖

- 1 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
- 2 市長は、住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所を縮小若しくは他の公共施設等に移送して存続させるなどの措置をとる。

資料編	○ 3-1-1	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
	○ 2-1-5	避難場所一覧

第3節 避難行動要支援者等への支援

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 安否確認・被災状況の把握 ⇒ 民生委員・児童委員、校区社会福祉協議会、地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等への協力要請 (1) 避難行動要支援者 (2) 社会福祉施設・職員・入所者等 2 搬送体制の確立 ⇒ 救急自動車等の調達 3 負傷者の受入れ医療機関の確保 4 福祉ニーズの把握 ⇒ 巡回相談の実施（被災住宅・避難所・応急仮設住宅等） 5 補装具・各日常生活用具の調達及び必要人数の把握 6 保健師等による巡回健康相談等の実施 7 心の健康に関する相談窓口の設置	健康づくり推進室 保険年金室 高齢介護室 福祉総務課 障がい福祉課 生活福祉課 こども未来室 総合社会館 北部総合福祉会館 市社会福祉協議会

第1 計画の方針

被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。また、被災者の心身両面での健康維持に必要な措置を講じる。

第2 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

1 市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会をはじめ自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

2 市は、所管する社会福祉施設の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

第3 被災した避難行動要支援者等への支援活動

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたっては、避難行動要支援者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、男女のニーズの違いへの配慮、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、情報の提供についても十分配慮する。

1 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。市は、施設管理者の要請に基づき、移送車両を確保するとともに、医療施設等の受入れ先を確保する。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

3 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

また、市は、府と連携を図り被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

4 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、府と連携を図り社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努める。

5 広域支援体制の確立

避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府等に報告するとともに、必要に応じて、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設へ入所等が迅速に行えるよう関係機関に要請する。

第4 被災者の健康維持活動

市は、府と連携を図り、被災者の健康状態、栄養状態を把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- (4) 府の指導を得て、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等を行う。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第4節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、府に対し当該他の都道府県との協議を求め

る。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

第5章 交通、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター	公民協働推進室 総務管財室 道路河川室 土木維持管理室 消防本部 和泉警察署 泉北高速鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株)
2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室(使用可能車両の把握及び配車計画の確立等)	
3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請	
4 車両燃料の確保	
5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検	
6 啓開作業実施者との作業手順の取決め	
7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施	

第1 計画の方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員の搬送並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、災害が発生又は発生するおそれのある場合に、交通規制等を行い、道路交通の円滑な運行と安全を確保する。

第2 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

災害時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務管財室が行い、各部署は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務管財室に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 車両の借上げ

各部署からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに運輸事業者等へ協力を依頼し調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保を図る。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、西日本旅客鉄道株式会社及び泉北高速鉄道株式会社に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用可能状況を報告したうえでヘリコプターによる輸送を要請する。

4 緊急通行車両の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は通行制限等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府公安委員会（和泉警察署）に申し出て、緊急車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(2) 届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 災害時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関、及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- ウ 車両の使用の本拠が市内にある車両

5 緊急交通路の確保

(1) 地域緊急交通路の選定

市は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化し、効率的な緊急交通路網を確保する。

(2) 災害時の応急措置

道路管理者は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、緊急交通路については次の措置を講じ、その結果を和泉警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び和泉警察署に連絡する。

イ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、緊急車両の通行を妨げている放置車両や立ち往生車両等がある場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、報道機関等を通じて、消防本部、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、和泉警察署と連携を図り、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

第3 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び和泉警察署は、密接な連携の下に適切な処置をとる。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

和泉警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、和泉警察署と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ和泉警察署長と協議する。

6 広報

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令等

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

第4 運転者のとるべき措置

1 大規模な地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

(1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

(2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

(4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2-1-3 災害時用臨時ヘリポート一覧 ○ 3-1-2 市保有車車種別台数内訳 ○ 3-1-3 緊急通行車両事前届出書及び届出済証 ○ 3-1-4 緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章
-----	--

第2節 交通の維持復旧

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 施設の被害調査 ⇒ (被害が生じた場合) ⇒ 市及び府に報告 2 交通の確保 ⇒ 障害物の除去(廃棄又は保管) 3 復旧の順位 ⇒ ①被害状況、②緊急性、③復旧の難易度を考慮 4 関係機関への連絡 ○連絡事項 ⇒ ①運行状況、②復旧状況、③今後の見通し	道路河川室 土木維持管理室 西日本旅客鉄道(株) 泉北高速鉄道(株) 西日本高速道路(株) 大阪府道路公社 南海バス(株)

第1 計画の方針

鉄軌道、道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第2 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設(西日本旅客鉄道株式会社、泉北高速鉄道株式会社)

ア あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設(市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社)

ア あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。

イ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、和泉警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第3 交通の機能確保

1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

ア 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

ウ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設

ア 被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第4 西日本旅客鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害時において、JR西日本阪和線の線路及び車両の保全を図り、旅客輸送の円滑化に努め、公共輸送機能を維持する。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、西日本旅客鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 災害等によりJR西日本旅客鉄道線路が不通になった場合は、JR西日本の各部局を動員するほか、防災関係機関に協力を求め、早期復旧を図る。路線の復旧に長時間を要すると認める場合は、振替え輸送又は自動車による代行輸送等を行う。

(2) 防災関係機関より要請を受けた場合は、救助物資及び救援物資の輸送に努める。

(3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。

第5 泉北高速鉄道株式会社施設災害応急対策計画

災害発生時においては、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに速やかに被害の復旧にあたる。

1 災害応急対策

災害が発生し、又は予想される場合の応急処理及び復旧体制については、泉北高速鉄道株式会社の規程等に基づき実施する。

(1) 風水害等災害発生が予想される場合は事前配備体制をとり、気象情報等の収集、関係機関への連絡、諸設備の点検等を実施する。風水害時、地震発生時等は、列車の運転を見合わせる等の運転規制を行う。

(2) 災害による非常事態発生時は旅客の救急救護を最優先とし、列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは振替輸送又は代行輸送を実施のうえ、速やかな応急復旧を図る。

(3) 災害が発生した時は、監督官庁及び自治体等へ報告し、必要と認められたときは警察署、消防署等の関係機関へ通報する。

第6 南海バス施設災害応急対策計画

災害時におけるバス路線及びバス施設の保全を図り、旅客の輸送の円滑化に努め、公共輸送機関としての機能を維持する。

1 災害応急対策

旅客輸送の円滑化を期するための災害応急対策については、南海バス株式会社営業部の災害対策規程等に基づき実施する。

(1) 災害時においてバス路線が不通になった場合は、状況により迂回路による変更路線を選定し、旅

客輸送の確保を図るほか、隣接営業所との相互救援体制により代行輸送を行う。

- (2) 気象予警報等が発令された場合には、異常気象時における処置要領に基づき、旅客輸送の安全確保について万全を期する。
- (3) 被害の状況及び災害応急対策の実施状況については、市災害対策本部との相互連絡に努める。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 公共土木施設等及び公共建築物の被害状況及び危険箇所の把握 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限 (3) 災害発生した場合 ⇒ 府へ報告 2 所要人員、資機材の調達体制の確立 3 応急工事 ⇒ 危険度をチェック	各建築物所管課 農林課 建築・開発指導室 道路河川室 土木維持管理室 和泉警察署

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え二次災害防災対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防長は、直ちにその旨を鳳土木事務所長、泉州農と緑の総合事務所長、和泉警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 水防管理者は、氾濫する方向にある地域住民に対し避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、消防長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、治山施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、大阪府森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

5 橋梁など道路施設

- (1) 道路管理者は、二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し、通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、和泉警察署等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期把握 2 被災施設・危険箇所の点検 } 必要に応じ①避難措置、②立入制限 3 府へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請 4 府へ被災宅地危険度判定士の派遣要請 5 危険物等施設、放射性物質施設、文化財の被害状況の報告 ↓ (1) 関係機関、住民への連絡及び広報 (2) 必要に応じ、避難対策又は立入制限等の応急措置	公民協働推進室 農林課 都市政策課 建築・開発指導室 建築住宅課 道路河川室 土木維持管理室 文化財振興課 消防本部 和泉警察署

第1 計画の方針

関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第2 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

2 宅地

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害状況を府に報告するとともに、対象とする箇所の危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

第3 危険物等施設（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質施設（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質取扱事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある

場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（教育委員会）を經由して府（教育委員会）に報告する。

市（教育委員会）は、府（教育委員会）と協議の上、自ら所有又は管理する被災文化財の応急措置を講ずるとともに、その他の所有者又は管理者に対し、応急措置に係る指導・助言を行う。

市の指定文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ◦ 2-20 市内指定文化財一覧

2 応急対策

- (1) 被害状況に応じて、市指定排水設備工事業者等の協力により必要度の高いものから応急対策を行う。
- (2) 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

3 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するとともに、広報車等により被災地域住民に対し被害状況、復旧の見通し等について広報する。

第5 電力（関西電力株式会社）

1 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、和泉警察署及び付近住民に通報する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等の集約により総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。

3 広報

二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

第6 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

また、風水害による二次災害が発生するおそれがある場合は、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第7 電気通信（西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社（関西総支社））

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行

う。

(3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

(4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話を設置する。

3 設備の応急対策

(1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第4節 農産物等応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の早期調査実施 2 技術指導による農作物被害の縮小 3 種子・農薬・飼料の確保 ⇒ 府へ要請 4 家畜伝染病の防除 ⇒ 関係機関、関係団体による技術指導及び防疫対策 5 森林被害の対策、林産物被害の縮小	農林課 泉州農と緑の総合事務所 いずみの農業協同組合 大阪府森林組合

第1 計画の方針

災害時において農業用施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を講ずる。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となって関係機関と連絡を密接にとり実施する。

第3 農業用施設応急対策

農業用施設の被害状況について関係団体等の協力等により早期に把握し、また被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行うとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な指示を行い、災害の復旧が早急に図られるよう努める。なお、被害が広範囲にわたる場合は、関係機関に連絡し、また協力を得て、施設の応急対策を実施する。

第4 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

農地、施設及び農作物に被害が生じた場合は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を、泉州農と緑の総合事務所の指導の下にいずみの農業協同組合等と協力して実施する。

2 主要農作物種子及び園芸種子の確保、斡旋

市は、必要に応じ水稻等の種子及び園芸種子の斡旋を府に依頼し、必要な種子の確保を図る。

3 病虫害の防除

市は、府及びその他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除を指導する。

第5 畜産応急対策

災害時において、家畜の伝染病発生には特に警戒を行い、伝染病の予防と、まん延防止のため、応急対策として次の措置を講じ、家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 市は、伝染病の発生した場合には、速やかに府に連絡する。府は、防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、府獣医師会に対し治療を要請するとともに、一般疾病の治療に必要な薬品等の斡旋を府に要請する。

3 飼料対策

災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第6 林産物応急対策

災害時において林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等必要な対策に努める。

1 技術指導等

- (1) 市は、府と連携し、倒木に対する措置等の技術指導を行う。
- (2) 浸冠水した苗畑において速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒及び枯死苗木の抜き取り、焼却等に努める。

2 病虫害の防除

枯損木、倒木、折損木等を速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

第7章 被災者の生活支援

第1節 災害救助法の適用

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 滅失状態の基準の周知徹底 2 滅失世帯数の早期把握 ⇒ 府に報告 3 住家滅失世帯数の算定基準 (1) 半壊・半焼等顕著な損傷世帯 ⇒ 1/2世帯 (2) 床上浸水・土砂堆積等による一時的居住困難世帯 ⇒ 1/3世帯 4 市の災害救助法適用基準 (1) 第1号基準 ⇒ 100世帯、 (2) 第2号基準 ⇒ 50世帯	各課・室共通

第1 計画の方針

一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は知事が実施する。ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は知事の補助機関として実施する。

また、知事の職権の一部を委任された事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。なお、この場合、応急救助活動を実施したときは、直ちに知事に報告する。

第3 適用基準

災害救助法施行令第1条に定めるところにより、本市については、次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 市の区域内の住家が滅失した世帯数が100世帯以上であること。
- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家が滅失した世帯数が50世帯以上であること。
- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が12,000世帯以上であること、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

第4 住家滅失世帯数の算定基準

1 住家滅失世帯数の算定基準等

- (1) 全壊（焼）流失世帯は住家滅失1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家の全壊（焼）流出により滅失したもの
 - ア 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも
 - イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が

50%以上に達した程度のもの

(2) 住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの

ア (1)、(2)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ 土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住する事ができない状態となったもの

- ・ 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。
- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第5 適用手続

- 1 市長は、本市における災害が前記「第3 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告するとともに、災害救助法の適用について協議する。
- 2 市長は、前記「第3 適用基準」の3及び4の状態被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- 3 災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受ける。

第6 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。ただし、1のうち応急仮設住宅の供与、6及び7については知事が実施し、その他については、委任された市長が実施する。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編掲載の府災害救助法施行細則に定めるとおりである。

なお、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

資料編 ◦ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2節 緊急物資の供給

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
○給水活動 1 水道施設の被災状況の早期把握 2 給水資器材の確保 3 災害の状況に応じた給水体制の確立 (1) 給水順序 ⇒ 緊急性の高い所から(医療機関、避難所、社会福祉施設等) (2) 給水量 ⇒ 1人1日3ℓ(各地区の被災者数の把握) (3) 給水方法 ⇒ ①給水拠点での給水、②給水タンク車等による搬送給水、 ③仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設、④給 水用資器材(ポリ容器、給水袋)による給水、⑤ボトル水 等の配布 4 住民への広報 ⇒ ①応急給水の実施(給水方法、場所、時間帯等)、②復旧の見 通し ○食料・生活必需品の供給 1 供給要請の取りまとめ ⇒ 必要量・必要品目 2 災害時の調達 (1) 協定締結業者に供給依頼 (2) 府へ応援要請 (3) 他の市町村、大阪地域センター、日本赤十字社等への応援要請(府へ報告) 3 緊急物資集積場所 ⇒ 市立体育館、市立コミュニティ体育館 4 炊出しの実施 (1) 場 所 ⇒ 各避難所(給食施設)等 (2) 留意点 ⇒ 要配慮者への配慮 5 仕分け・配送要員の確保	いずみアピール課 公民協働推進室 契約検査室 経営総務課 お客さまサービス課 水道工務課 浄水課 教育総務室 大阪広域水道企業団

第1 計画の方針

市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

また、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

なお、市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、府や物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

第2 実施責任者

被災者への緊急物資の供給は、市長が実施する。

第3 給水活動

市及び大阪府広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪広域水道企業団は、府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、市と協力して、直ちに大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部を設置し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 給水活動

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 配水池、耐震性緊急貯水槽等の給水拠点での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査
- (7) ボトル水等の配布

2 給水量

飲料水の供給を行うときは、1人につき1日3ℓを基準とする。

3 給水の優先順位

給水は、医療機関、指定避難場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

4 給水拠点

給水拠点は、資料編に掲載のとおりである。

第4 食料の供給

1 調達方法

- (1) 被災者等の食料の供給は、避難所毎の必要量を算定し、フューエル和泉や和泉シティプラザ、北部リージョンセンター、南部リージョンセンター、各小・中学校に備蓄された食料をもって行うものとするが、状況に応じて、協定締結している業者から必要量の食料を調達する。
- (2) 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けた場合は、府と連携を図り府の備蓄食料の供給及び大阪府災害救助用食料緊急引渡要領（平成23年12月1日改定）に基づく食料の緊急引渡しを知事に要請する。
- (3) (1)、(2)のほか、必要に応じて、他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請する。この場合は、府にその旨を報告する。

2 供給及び配分の要領

被災者に対する食料供給については、被災者に不安を抱かせないように迅速に実施する。

(1) 炊出し

各避難所の給食施設等において実施する。

市は、各避難所等において炊出しに使用する設備等の現況を把握するとともに、器材等の調達に努める。

(2) 要配慮者への配慮

ア 高齢者、乳幼児に対する炊出しその他による食料の供給は、温かなもの、軟らかなもの、粉ミルクなど配慮したものを供与する。

イ アレルギーの有無を確認のうえ、アレルギー対応食を供与する。

(3) 食料供給時の配慮

食料の供給については、品目、数量等被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。また、食料品の供給にあたっては、衛生面に注意して行う。

(4) 住民等の協力

炊出し及び食料の配給にあたっては、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

3 災害時における食料集積場所

市は、府等から輸送される食料の集積場所を、下記の救援物資集積場所とする。なお、その集積場所開設時は、所在地、経路等について知事に報告する。また、管理責任者を配置し、管理の万全を期する。

救 援 物 資 集 積 場 所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立市民体育館	府中町四丁目20番3号	(0725) 45-0525
市立コミュニティ体育館	光明台一丁目44番8号	(0725) 57-0100

第5 生活必需品等の供給

1 調達方法

- (1) 市は、避難所毎の必要量を算定し、市役所や各防災用倉庫の備蓄物資を配給、貸与するとともに、不足する品目等については、災害の規模に応じて、協定締結している小売販売業者等から必要な生活必需品等を調達する。また、本市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達の斡旋を依頼するほか、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。なお、近隣・遠隔地市町村、日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請した場合は、府に報告する。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事に対し府備蓄物資の応急供給を要請し調達を図る。

2 生活必需品等の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（肌着等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具等）
- (4) 食器（皿、はし等）
- (5) 保育用品（哺乳瓶等）
- (6) 光熱材料（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石けん、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 衛生用品（おむつ、生理用品）

3 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、ボランティア等の協力を得るとともに、避難者自らも参加し実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえ、配給品目、数量等、被災者間に不公平が生じないように適切に実施する。

4 救援物資の集積場所

調達した物資又は府等からの救援物資の集積場所は、第4の3に掲げるとおりである。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3-15 応急給水用資器材一覧 ○ 3-16 給水拠点一覧 ○ 3-17 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領 ○ 2-1 相互応援協定一覧 ○ 3-11 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準
-----	--

第3節 住宅の応急確保

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 応急修理対象範囲 ⇒ 必要最小限度の部分 2 応急仮設住宅の設置場所の選定 ①公有地を優先、②保健衛生、交通、教育等を考慮 3 建設上の留意点 ⇒ 要配慮者に配慮した仮設住宅 4 応急仮設住宅入居者の選考 (1) 特定の資産のない被災者の実情を調査 (2) 要配慮者を優先 5 住宅相談窓口の設置	公民協働推進室 建築住宅課

第1 計画の方針

被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずる。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第2 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 修理対象範囲

- (1) 住宅が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。
- (2) 自らの資力では応急修理できない者を例示すれば次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障がい者等
 - ウ ア及びイに準ずる者

第3 住居障害物の除去

1 実施責任者

住居障害物の除去は、市長が実施する。

2 除去対象者

がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者（上記の第2の2(2)）に対して障害物の除去を行う。

3 除去方法

災害発生後速やかに被害状況を調査し、状況に応じ市保有の機械器具を用い、又は市内土木建設業者の協力を得て速やかに行う。

4 府への応援要請

市長は、災害時において障害物除去が困難な場合は、府に対して要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請をする。

第4 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び供与は、知事が実施する。ただし、知事がその職権を委任したときは、市長が行う。

2 供与対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない被災者（上記の第2の2(2)）であること。

3 建設場所等

建設場所、建設戸数等については、府と十分に調整して決定するが、建設場所は、災害時用臨時ヘリポートの運用状況に留意し、関西トランスウェイスポーツスタジアム（和泉市総合スポーツセンター）、光明池緑地運動広場及び光明池球技場とする。なお、災害規模及び災害種別に応じ、保健衛生、交通、教育等を考慮し、公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は、私有地を利用するものとし、その場合には所有者等と十分協議する。

4 建設の方法

府が定める応急仮設住宅設計を基準として、請負により行う。

5 入居期間

入居期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

応急仮設住宅の敷地内に、死角や暗い場所があると、女性に対する暴力等の発生も懸念されることから、屋外照明を設置するなど、安全に配慮する。

第6 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第7 公共住宅への一時入居

市は、応急仮設住宅の建設状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市営住宅の空き家への一時入居の措置を講じるとともに、府営住宅、都市再生機構住宅、雇用促進住宅等の各管理者へ同様の措置を要請する。

第8 住宅に関する相談窓口の設置等

1 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。

2 市は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第9 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に際し、協定締結団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図る。

資料編 ○ 3-1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4節 応急教育

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 状況に応じた学校の措置 (1) 登校(園)後の措置 児童の教職員による付添下校 (2) 登校(園)前の措置 広報車、電話による臨時休校等の措置の伝達 2 応急教育の実施 (1) 校舎の全部又は大部分が使用不可 ⇒ 町会・自治会館、寺院その他公共施設の利用 (2) 校舎の一部が使用可 ⇒ 特別教室、体育館等の活用、二部授業 (3) 長期間避難所等として利用 ⇒ 関係機関と調整 3 教科書、いす、机等の調達 ①発行者、業者からの調達 ②使用済教科書等の活用 4 教職員体制の確立 ⇒ ①当該学校長との連絡・調整 ②府(教育委員会)との調整 5 学校給食の確保 ⇒ 学校給食施設・設備の安全及び衛生的な学校給食の実施を確保 6 状況に応じた保育の実施 (1) 保育園児の安全確保 (2) 長期にわたって保育が不能な場合、特設保育所の設置	教育総務室 こども未来室 指導室

第1 計画の方針

市及び府は、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

また、市は、保育施設の被災又は保育園児のり災により通常の保育ができない場合は、応急保育を実施する。

第2 応急教育

1 児童、生徒及び園児の安全確保

(1) 登校(園)後の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各学校(園)長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとる。

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、児童には教職員が地区別に付き添う。

(2) 登校(園)前の措置

登校(園)前に臨時休業等の措置を決定したときは直ちに広報車、電話等により伝達し、児童、生徒及び園児に対して周知徹底を図る。また、災害が広域にわたることが予想される場合には、府(教育委員会)からラジオ・テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理する。

2 文教施設の応急復旧

被災後速やかに文教施設の応急復旧を行い、授業等に支障を来さないよう処置する。

3 応急教育の実施場所

被災の程度等を勘案し、下記により応急教育の実施場所を確保する。

(1) 応急復旧により使用できる場合は、速やかに復旧の上、使用する。

(2) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、付近の町会・自治会館、寺院その他適当な公共施設を利用する。

(3) 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用し、また、必要により二部授業

を行う。

- (4) 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

4 応急教育の実施方法

(1) 学力低下の防止

災害による休校、二部授業等の実施は、学力の低下を引き起こすと考えられるため、できるだけ速やかに平常授業が行えるよう措置し、極力学力の低下を防止するよう努める。

(2) 児童、生徒及び園児の健康保持

児童、生徒及び園児の健康保持については、十分注意するとともに、健康診断、教職員による相談を実施する。

(3) 危険防止

災害により危険が予想される場合には、危険防止について指導する。

(4) 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合は、学校と児童、生徒、園児及び保護者との連絡方法を定め、常に情報の交換に努める。

5 教科書、いす、机等の調達

- (1) 教科書については、支給の対象となる児童及び生徒を学年別に把握し、迅速に発行者又は業者から調達する。なお、業者からの調達が困難な場合は、被害を受けなかった児童及び生徒の保護者に対し、使用済で保存されている教科書を極力提供してもらうよう努める。

- (2) いす、机、黒板等備品については、修理可能な場合は、応急修理を行うものとし、不足分は学校内で調達を図る。それでも不足する場合は、市（教育委員会）で調達を図る。

6 就学援助等

- (1) 市（教育委員会）は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について、必要な措置を講ずる。

- (2) 市（教育委員会）は、災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して、学用品等を支給する。

- (3) 市（教育委員会）及び各学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7 学校給食の応急措置

学校長は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、市教育委員会に報告し、協議の上、給食実施の可否を決定する。この場合、下記の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。

- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

- (3) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、従事者及び児童・生徒の衛生については特に留意する。

- (4) 給食用委託工場（製パン・炊飯・牛乳）が被災した場合、市（教育委員会）は、速やかに被害状況を大阪府学校給食会に報告する。

- (5) 避難所等に使用されている学校において、その給食施設が被災者炊き出し用に利用しなければならなくなった場合、衛生的な学校給食の実施を確保しつつ、被災者炊き出し用との調整に留意す

る。

8 教職員体制の確立

教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、応急教育を実施するために必要な教職員体制を確立する。

- (1) 教職員及び児童・生徒の被災状況や文教施設の状況を踏まえ、当該学校長と連絡・調整を図りながら、応急教育実施に必要な教職員体制の確立を図る。
- (2) 府（教育委員会）と速やかに調整を図り、必要な措置を講ずる。

第3 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休園、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努める。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用する。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止する。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のために保育が特に必要とされる場合は、特設の保育所を設ける等便宜を図る。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。

資料編 ○ 3 - 1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第5節 自発的支援の受入れ

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被災者のニーズの的確な把握 2 ボランティアの受入れ窓口 ⇒ 市社会福祉協議会 3 義援金品の受付 ⇒ 福祉総務課 4 緊急物資集積場所 ⇒ 市立市民体育館、市立コミュニティ体育館 5 支援受入れ (1) 確認事項 ⇒ ①支援内容、②到着予定日時、③到着予定場所、④活動内容等 (2) 受入れ準備 ⇒ ①活動拠点、②宿泊場所、③案内者、通訳 6 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ⇒ 日本郵便株式会社	いずみアピール課 公民協働推進室 福祉総務課 市社会福祉協議会 日本郵便(株)

第1 計画の方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、市は関係機関との連携を密にし、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用して、適切に対処するよう努める。

第2 ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会等と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

1 受入れ窓口の開設

市は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、ボランティアの窓口である市社会福祉協議会と緊密に連絡を取り合い、ボランティア活動を積極的に推進する。

2 受入方法

受入れは、府の「災害時におけるボランティア活動登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

3 活動拠点等の提供

ボランティア活動拠点、活動資機材及び被災者ニーズなどの情報の提供に努める。

4 ボランティアの活動内容

災害時のボランティアの活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被災者に対する炊き出し
- (2) 救援物資の仕分け・配布
- (3) 高齢者など要配慮者の介護
- (4) 避難所運営の手伝い
- (5) 避難所内における給食・清掃等の世話
- (6) 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動全般

第3 義援金品の受付・配分

市に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、生活福祉課に窓口を設置し、受け付ける。

(2) 配分

市は、府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

- (1) 市に寄託される義援物資は、あらかじめ緊急物資集積場所と定められている市立市民体育館、市立コミュニティ体育館において受付、保管する。
- (2) 義援物資の配分方法等は、関係部局等が協議して決定する。決定にあたっては、避難所等の被災者ニーズを十分に把握し決定する。
- (3) 義援物資は、配分決定に基づき、関係部局やボランティア等の協力を得て避難所等へ輸送する。

3 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第4 海外からの支援の受入れ

市は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 府との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、国からの照会に迅速に対応できるよう、あらかじめ府に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認の上、受入れの準備をする。
 - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
 - ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第5 日本郵便株式会社の援護対策等

市と日本郵便株式会社は、災害時には、相互協力に関する協定に基づき、次の援護対策等について、必要に応じて、相互に協力要請する。

1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

- (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

2 収集した被災者の避難所の開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

3 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供

4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

5 上記のほか、要請のあったもののうち協力できる事項

資料編 ◦ 3-18 災害時におけるボランティア活動受付カード（団体用、個人用）

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 被害状況の把握 2 被災地域及び避難所等における防疫指導 3 防疫用器具器材・薬品等の現状把握 4 防疫用器具器材・薬品等の確保 ⇒ ①備蓄、②業者、府等からの調達 5 住民への衛生指導及び広報活動 6 被災者の健康維持活動 ⇒ ①巡回相談、②心の健康相談 7 動物保護等の実施	生活環境課 健康づくり推進室 浄水課 教育総務室

第1 計画の方針

災害発生時における保健衛生活動を迅速かつ適切に実施し、感染症の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

第2 防疫活動

市は、府の指導、指示により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

1 消毒活動

感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

2 生活用水の供給

感染症の予防上、知事が生活用水の使用を停止したときは、知事の指示に従い、その停止期間中生活用水の供給を行う。

3 住居等の消毒

被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、和泉保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う。

施 設 名	所 在 地	電 話
和泉保健所	和泉市府中町六丁目12番3号	0725—41—1342

4 避難所の防疫指導

避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的観念の普及徹底を図る。

5 臨時予防接種の実施

被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため府の命令により市長は、予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、和泉保健所、医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

6 衛生教育及び広報活動

パンフレット等の配布、防災行政無線の活用、また報道機関等を通じ、速やかに地域住民に対する衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知させる。また、災害発生時におい

ては、あらゆる機会をとらえ、防疫指導等を行う。

7 薬品等の調達・配布

災害の状況に応じて関係業者から防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う。

第3 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市は、府と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援要請を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 処理施設等の被害状況の調査 2 臨時集積所の選定及び広報 3 がれき等不燃物の一時保管場所の選定 4 収集順序の確立 (1) ごみ……生活上重大な支障を与えるごみ、腐敗性の高い生ごみ、浸水地域のごみ等 (2) し尿……避難所等 (3) がれき…危険なもの、通行上支障のあるもの等 5 住民への施設復旧状況の広報 6 住民への協力要請 ⇒ ①自己処理、②集積場所への運搬、③分別、④風呂の水の汲み置き等 7 仮設トイレの準備 ⇒ 避難所・住家密集地等への設置 8 ごみ、し尿処理の人員、資機材等の確保 ⇒ 不足の場合 ⇒ 府、近隣・遠隔地市町村、関係団体への応援要請	環境保全課 生活環境課 農林課 土木維持管理室 泉北環境整備施設組合

第1 計画の方針

災害時におけるし尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

第2 実施責任者

被災地における廃棄物の処理は、市長が主体となって実施する。

第3 し尿処理

1 被害状況の把握

- (1) 災害発生後、速やかにし尿処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。
- (2) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握し、仮設トイレを速やかに確保する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを避難所や住家密集地等に設置する。

2 収集方法

浸水を伴う災害では、し尿汲取量の激増が予想されるので、被災地に対し、重点的かつ効果的な収集を行うため、迅速に、現有し尿処理車両及び人員を投入する。なお、災害の規模により府及び近隣・遠隔地市町村等への応援を要請する。

3 収集順位

避難所など緊急汲取りを必要とする所から優先的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に定める基準に従って実施する。

4 処理方法

市は、収集したし尿の処理をし尿処理施設で行うことを原則とするが、災害が大規模なため処理能力を超えるとき若しくは処理が困難な場合は、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うものとし、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

5 住民への協力要請

水洗便所を使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、風呂の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

第4 ごみ処理

1 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況及び被災した場合の施設の復旧見込みについて把握する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

2 収集方法

委託業者と調整し、被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。なお、災害の規模、状況により府及び近隣・遠隔地市町村等へ応援を要請する。

3 収集順位

保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- (2) 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難所等）のごみ

4 処理方法

ごみ処理施設での処理を原則とするが、必要に応じ府及び近隣・遠隔地市町村等へ応援を要請する。

5 一時保管場所の設置

災害により処理施設に支障がある場合並びに多量なため、又は交通事情等により早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して一時保管場所を設ける。なお、その場合には殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。

6 住民への協力要請

状況により、住民に対し住民自らの処理あるいは集積場所への運搬、分別等の協力を求める。

第5 災害廃棄物等処理

1 発生量の把握

計画的に処理するため、速やかに災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

2 仮置場の確保

災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、有害廃棄物・危険廃棄物、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害廃棄物等処理において、最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、府に応援を要請する。
- (6) 災害廃棄物等の焼却処分にあたっては、焼却できるものと分け、焼却炉により処分する。

(7) その他、災害廃棄物等の処理に際して、二次的環境汚染が発生しないよう、監視する。

第6 死亡獣畜処理

死亡獣畜については、大阪府家畜保健衛生所長と協議の上、環境衛生上、支障のない所で埋却又は焼却する。

資料編	○ 3-19	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧
	○ 3-20	市浄化槽清掃業許可業者一覧

第3節 遺体対策等

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 遺体の捜索 ⇒ 警察等関係機関へ協力要請 2 多数の行方不明者 ⇒ 受付所を設置 3 遺体の一時安置 ⇒ 指定避難場所の活用及び寺院等の借上げ 4 火葬場の稼働状況の把握 5 棺の調達及び遺体搬送の手配	市民室 消防本部 和泉市立総合医療センター 和泉警察署 医師会・歯科医師会・ 薬剤師会

第1 計画の方針

災害時に死亡していると推定される者の捜索並びに遺体対策について和泉警察署等の協力を得て迅速に実施する。

第2 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施する。

第3 遺体の捜索

- 1 市長は、和泉警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の捜索を行う。
- 2 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図る。
- 3 遺体が流出等により他市町村にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市町村に協力を求める。
- 4 身元不明の遺体については、和泉警察署、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

第4 遺体の検案等

1 検案等の実施

遺体は、警察官による検視（死体調査）及び医師による検案を実施する。

なお、災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ火葬等できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を火葬等することがないように留意する。

2 遺体の輸送

検案等を終えた遺体は、市が指定する遺体安置場所に輸送する。

第5 遺体対策

遺族が遺体対策を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。また、市の実施が困難な場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

1 遺体の処理

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

2 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合は、次の場所に遺体安置所を設置する。

遺 体 安 置 所

名 称	住 所	電 話 番 号
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲15番3号	(0725) 43—0010

- (2) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、和泉警察署及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (3) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (4) 和泉警察署から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (5) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (6) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機、照明器具等、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- (7) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

3 遺体の一時安置

- (1) 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体安置所内に掲示するとともに、和泉警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
- (2) 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡の上、遺族、親族等引取人に遺体を引き渡す。
- (3) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、学校などの適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺、骨つぼ等の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺、骨つぼ等の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

4 遺体の火葬

災害の際に死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合又は死亡した者の遺族がいない場合並びに身元の判明しない遺体について火葬等を実施する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬を行う。

火 葬 場 施 設

名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数
いずみ霊園	和泉市小野町甲15番3号	(0725) 43—1242	9基

資料編 ○ 3 - 1 1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第4節 社会秩序の維持

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 和泉警察署との連携体制の確立 2 被害状況、応急・復旧対策に関する情報の積極的な提供 3 商工会議所等に対する物価安定の協力要請 4 生活必需品等の必要量の迅速な確保	いずみアピール課 商工労働室 和泉警察署 商工会議所

第1 計画の方針

市は、府及び防災関係機関と連携して、デマ、うわさの防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。

第2 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第3 警戒活動の強化

和泉警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は防犯協議会等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第4 暴力団排除活動の徹底

和泉警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第5 物価の安定及び物資の安定供給

市は、府及び関係機関と連携を図り、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、また適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、府と連携を図り、物価の動きを監視・指導し、著しく不当な価格で販売する業者に対しては、勧告、公表等を含む適切な措置を講ずるよう、府に要請する。

2 消費者情報の提供

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、府と連携を図り生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。